



< 翻訳 > フランス会社法 (14)

著者	加藤 徹, 小西 みも恵, 笹川 敏彦, 出口 哲也
雑誌名	法と政治
巻	69
号	3
ページ	183(623) -202(642)
発行年	2018-11-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00027461

フランス会社法（14）

翻

加 藤 徹
小 西 みも恵
笹 川 敏 彦
出 口 哲 也

訳

目次

商法典

第1部 法律

- 第1編 商事一般（略）
- 第2編 商会社および経済利益団体（第64巻第3号～第68巻第4号）
- 第3編 一定の販売形態および排他条項（略）
- 第4編 価格および競争の自由（略）
- 第5編 商業証券および担保（略）
- 第6編 企業の経営難（略）
- 第7編 商事管轄権および商事組織（略）
- 第8編 若干の規制職業
 - 第1章 裁判所選任の管理人・裁判上の受任者および企業診断専門家（略）
 - 第2章 会計監査役
 - 序節 一般規定（L. 820-1条～L. 820-7条）（以下、本号）
 - 第1節 職業組織および監査（L. 821-1条～L. 821-15条）
（以上、本号）
 - 第2節 会計監査役の地位（L. 822-1条～L. 822-19条）
 - 第3節 法定監査の実行（L. 823-1条～L. 823-21条）
 - 第4節 制裁（L. 824-1条～L. 824-16条）
- 第9編 海外領土に関する規定（略）

第8編 若干の規制職業

第2章 会計監査役

序節 一般規定

(適用範囲・定義)

L. 820-1 条 I. - 本章の規定は、これに反するすべての規定にかかわらず、その職務について定められた証明の内容にかかわらず、あらゆる個人⁽¹⁾および事業団体⁽²⁾の中から指名された会計監査役に適用することができる。本章の規定は、いかなる法的地位にかかわらず、これらの個人および事業団体に固有の規定の留保のもとに、これらの個人および事業団体にも適用することができる。

II. - 本章の適用について、“事業団体”という用語は、とくに通貨金融法典 L. 214-8 条・L. 214-24-34条および L. 214-169条所定の基金を指す。

III. - 本章の適用について [,] “公益事業団体”という用語は以下のものを指す：

- 1号 フランスに会社住所を有する通貨金融法典 L. 511-1 条 I 所定の与信公施設⁽³⁾；
- 2号 保険法典 R. 322-117-1 条にもとづいて行政上の承認を免除された相互保険会社を除き、保険法典 L. 310-1 条および L. 310-1-1 条所定の保険および再保険企業；
- 3号 社会保障法典 L. 931-6-1 条第3号所定の相互扶助組織を除き、社会保障法典第9編第3章により規定された相互扶助組織および相互扶助組織連合；
- 4号 共済法典 L. 211-11条第3号所定の共済組合を除き、共済法典第2編により規定された共済組合および共済組合連合；
- 5号 その金融証券が規制市場上での取引を認められている個人および事業団体；

(1) personne

(2) entité

(3) établissement de crédit

6号 連結または結合貸借対照表の総額がデクレ所定の基準値を超える場合：

- a) 子会社の1つが与信公施設である，通貨金融法典 L. 517-1 条の意味での金融持株会社；
- b) 子会社の1つが本条の意味での公益事業団体である，金融通貨法典 L. 517-4 条の意味での混合金融持株会社；
- c) 保険法典 L. 322-1-2 条の意味での保険グループ会社；
- d) 保険法典 L. 322-1-3 条の意味での相互保険グループ会社；
- e) 共済法典 L. 111-4-2 条の意味でのグループ相互扶助連合；
- f) 社会保障法典 L. 931-2-2 条の意味での社会保護保険グループ会社；

(2017年4月6日オールドナンス第2017-484号第17-I-3°条)《7号 保険法典 L. 381-1 条所定の追加の職業上の退職基金；

《8号 共済法典 L. 214-1 条所定の追加の職業上の退職共済組合または退職共済組合連合；

《9号 社会保障法典 L. 942-1 条所定の追加の職業上の退職組織。》

(公益事業団体)

D. 820-1 条 個人または事業団体は，連続する2会計年度の終了時に連結または結合貸借対照表の総額が50億ユーロを超えるときは，L. 820-1 条Ⅲ第6号にもとづいて公益事業団体の資格を付与される。連続する2会計年度間一定の基準値を超えなかったときは，当該個人または事業団体は当該資格を失う。

(欠格事由)

L. 820-2 条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第4条により削除)《L. 225-227条ないし L. 225-242条および》(2003年8月1日法律第2003-706号第110条)《本章の規定》所定の要件を満たさないときは，何人も会計監査役の資格を使用することはできない。

(情報の報知)

L. 820-3 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第3条，2016年6月17日施行) I. - ① その選任のために，会計監査役は，計算書類の法定監査を唯一の活動とせず，また構成員が共通の経済的利益を有する国内または

国際的なネットワークへの自らの加入を、計算書類の証明を予定する個人または事業団体に対して書面をもって報知する。必要がある場合には、会計監査役は、計算書類の証明以外の役務として当該ネットワークにより徴収される報酬の総額、および当該会計監査役が計算書類の証明を予定する個人または事業団体に当該ネットワークにより提供される役務の内容をも、L. 233-3 条 I および II の意味においてそれを監査するまたは（2016年12月9日法律第2016-1691号第140-Ⅲ-1°条）《それ》により監査される個人または事業団体に報知する。徴収された報酬の総額に関する情報は、L. 225-108条にもとづいて株主の自由な措置に委ねられる文書に包含される。会計監査役により毎年実施されて、当該情報は、計算書類を証明する個人の住所において、社員および株主、ならびに非営利社団については会員および寄付者の自由な措置に委ねられる。

② 会計監査役のそれぞれに支払われる報酬額に関する情報は、監査される個人または事業団体の住所において、社員および株主、ならびに非営利社団については会員および寄付者の自由な措置に委ねられる。

③ 公益事業団体について、計算書類の証明以外の役務に対して提供される手当の詳細は、その請求により、L. 823-19条所定の特別委員会または場合に依じて管理の任務を負う機関または監督機関に伝達されることができる。

II. 一 ① 委任またはその更新を受諾する前に、会計監査役は以下のことを確認しまた記録する：

1号 L. 822-11-3 条により、および L. 822-16条所定の職業倫理規範により、定められた独立性の要件の遵守に関する項目、ならびに必要な場合には独立性に影響を及ぼす危険を緩和するために必要な保護措置；

2号 計算書類の証明の職務の適切な実行に必要な人的および物的資源につき会計監査役が有する作成事項。

III. 一 会計監査役が公益事業団体の計算書類の証明をするときは、会計監査役は、欧州委員会2005/909/CE 決議を廃止しており、かつ公益事業団体の計算書類の法定監査に適用しうる特別な要請に関する2014年4月16日欧州議会議および理事会第537/2014号（UE）規則第6条の規定に合わせるものとする。

（決議の無効）

L. 820-3-1 条 ① (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第6条)
 会計監査役の適法な選任なくして、または本章の規定または当事者たる個人も
 しくは事業団体に適用しうる他の規定に反して指名されもしくは在職している
 会計監査役の報告書にもとづいて、なされたL. 823-1 条(2016年3月17日オ
 ルドナンス第2016-315号第4条, 2016年6月17日施行)《I》第1項所定の機
 関の決議は、無効である。

② 前項の無効訴権は、適法に選任された会計監査役の報告書にもとづき決議
 が権限のある機関により明示的に確認されたときは、消滅する。

(罰則)

L. 820-4 条 以下の規定に反するあらゆる規定にかかわらず：

1号 会計監査役を有することを義務づけられている個人(2005年9月8日
 オールドナンス第2005-1126号第7条)《または事業団体》のすべての指揮
 者につき、会計監査役の選任の提案を行わない行為は、2年の拘禁刑お
 よび300 000ユーロの罰金に処される。(2011年5月17日法律第2011-525
 号第159-3°条)《会計監査役を有する個人または事業団体のすべての指
 揮者につき、一切の総会に会計監査役を招集しない行為は、同様の刑罰
 に処される；》

2号 会計監査役を(2011年5月17日法律第2011-525号第159-3°条)《有す
 る》(2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第7条)《個人もしく
 は事業団体に従事する》あらゆる個人(2005年9月8日オールドナンス第
 2005-1126号第7条)《もしくは事業団体》または法人の指揮者につき、
 会計監査役またはL. 223-37条およびL. 225-231条の適用により指名さ
 れた鑑定人の検査または監査を妨げる行為、または職務執行に有用なあ
 らゆる文書ならびにとくにあらゆる契約書・帳簿・計算書類および議事
 録登録簿について現地での伝達を拒否する行為は、5年の拘禁刑および
 75 000ユーロの罰金に処される。

(罰則)

L. 820-5 条 ① すべての個人につき、以下の行為は、1年の拘禁刑および

15 000ユーロの罰金に処される：

- 1号 L. 225-219条 I 所定のリストに適法に記載されないまま、かつ L. 225-223条所定の要件のもとに誓約を提供しないで、会計監査役の肩書を使用し、または会計監査役と類似もしくは混同をもたらす傾向がある何らかの肩書を使用すること；
- 2号 L. 225-219条 I および L. 225-223条の規定または停職もしくは一時的な職務停止措置に違反して会計監査役職を違法に行うこと；

② 職業上の秘密に関する刑法典 L. 226-13条および L. 226-14条は、会計監査役に適用することができる。

(罰則)

L. 820-6 条 すべての個人につき、法律上の兼職禁止にかかわらず、あるいは個人の名前によるにせよ、あるいは会計監査役会社における社員の資格においてにせよ、会計監査役の職務を受諾し、行使または継続する行為は、6ヶ月の拘禁刑および7 500ユーロの罰金に処される。

(罰則)

L. 820-7 条 (2011年5月17日法律第2011-525号第159-4°条により削除)
(2011年5月17日法律第2011-525号第159-4°条)《会計監査役の職務を行使する》すべての個人につき、《あるいは個人の名前によるにせよ、あるいは会計監査役会社における社員の資格においてにせよ》(2011年5月17日法律第2011-525号第159-4条) 法人の状況について虚偽の情報を付与もしくは確認する行為、または(2011年5月17日法律第2011-525号第159-4°条)《自己が》知っていた違法の事実を共和国検事に指摘しない行為は、5年の拘禁刑および75 000ユーロの罰金に処される。

第1節 職業組織および監査

(2003年8月1日法律第2003-706号第100条)

第1款 職業組織

(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第5-1°条、2016年6月17日施行)

188(628) 法と政治 69巻3号 (2018年11月)

(高等評議会)

L. 821-1 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第6条, 2016年6月17日施行) I. - ① (2017年1月20日法律第2017-55号第45-1°条) 《会計監査役高等評議会は、⁽⁴⁾ 独立の当局である。》

② 高等評議会は以下の職務を行う：

- 1号 高等評議会は、会計監査役と L. 822-1-5 条 I 所定の第三国検査役の登録⁽⁵⁾ 手続および L. 822-1 条所定のリストの保管手続を行う；
- 2号 高等評議会は、L. 821-14条所定の要件のもとに、会計監査役の職業倫理・資格の内部検査および職業上の実施に関する規範を採択する；
- 3号 高等評議会は、継続的な職業訓練の義務がもたらすことができる一般的な方針および様々な分野を定め、またこの分野における会計監査役の義務の遵守を見守る；
- 4号 高等評議会は、L. 823-3-1 条Ⅲと V および L. 823-18条Ⅲ所定の措置を取る；
- 5号 高等評議会は、L. 821-9 条所定の監査の範囲および方向を定める；高等評議会は、その実現を監督し、またその調査の範囲内で勧告を発することができる；
- 6号 高等評議会は、本章の規定および2014年4月16日第537/2014号 (UE) 規則の規定違反にかかわる調査に取り組む；
- 7号 高等評議会は、本章第4節所定の要件のもとに制裁を宣告する；
- 8号 高等評議会は、報酬の訴訟に関し (2016年12月9日法律第2016-1691号第140-Ⅲ-2°条) 《L. 824-9 条》所定の地方委員会によりなされた決定について、控訴審として判決を下す；
- 9号 高等評議会は、類似する権限を行使する他の国家当局・公益事業団体の監督任務を負う欧州連合当局・各国中央銀行・各国中央銀行のヨーロッパのシステム・欧州中央銀行およびシステムリスクに関する欧州委員会とともに協働する；
- 10号 高等評議会は、2014年4月16日第537/2014号 (UE) 規則第27条所定の

(4) Haut Conseil du commissariat aux comptes

(5) contrôleurs

要件のもとに、公益事業団体の計算書類の法定監査任務の実現につき市場の変化に従う；

③ 以下に反する規定を除き、高等評議会に付与される職務は会議体により行使される。

Ⅱ.一 ① 高等評議会は、以下の職務または職務のいくつかの執行を会計監査役全国協会に委任することができる：

- 1号 L. 822-1 条所定のリストの登録と保管；
- 2号 会計監査役の継続的な職業訓練義務の遵守についての調査；
- 3号 本節第 2 款所定の要件のもとに行われる監査。

② 委任の要件は、司法大臣たる国璽尚書のアレテにより認可される協約により定められる。

(会計監査役高等評議会会議)

L. 821-2 条 (2016年 3月17日オルドナンス第2016-315号第 6 条, 2016年 6月17日施行) I.一 ① 会計監査役高等評議会会議は、以下のものから成る：

- 1号 次の 4 人の司法官：
 - a) 高等評議会の議長である破毀院構成員 1 名；
 - b) 1 名はⅡ 所定の人数限定団体の主宰者である司法分野の司法官 2 名；
 - c) 会計検査院の司法官 1 名；
- 2号 金融市場庁長官またはその代理人・健全性監督破綻処理機構長またはその代理人・⁽⁸⁾ 国庫管理総裁またはその代理人；
- 3号 法律・経済または財政に関する専門の大学教授
- 4号 経済および財政に関して資格を有する 4 名の者；1 人目は公募および証券が規制市場上での取引を認められている会社分野における学識経験者として選任される，2 人目は銀行または保険分野における学識経験者としてである，3 人目は中小企業・経済活動を有する私法上の法人または非営利社団の分野における学識経験者としてである，4 人目は国内お

(6) formation restreinte

(7) Autorité de contrôle prudentiel et de résolution

(8) directeur général du trésor

よび国外の会計に関する学識経験者としてである；

5号 会計監査役の職業を行なったことのある2名の者。

② 第1号所定の構成員は同数の女性と男性から成る。それ以外の構成員については、第2号所定の法律上の構成員を除き、女性と男性の人数の差異は1名を超えることはできない。

③ 事務局は高等評議会議長およびその局内の会議体により選ばれた（2016年12月9日第2016-1691号第140-Ⅲ-3°条）《資格保持者またその代理の》2名の構成員から構成される。事務局はL. 821-1条I第4号所定の職権を行使する任務を負う。

④ 高等評議会議長は、（2017年1月20日法律第2017-55号第45-2°条）《6年の期間について共和国大統領のデクレにより指名される。会長は》常勤としてその職務を行使する。会長に障害があるときは、人数限定団体を主宰しない司法分野の司法官により代行される。

⑤ 法律上の構成員以外的高等評議会の構成員は、その委任を更新しえない第5号所定の構成員を除き、一度の更新可能の6年をもってデクレにより指名される。この委任は場合により当事者に適用しうる年齢制限の諸規定により中断されない。

⑥ （2017年1月20日法律第2017-55号第45-2°条）《その委任が通常の期間経過前に終了した構成員を交代するために就任した新構成員の選任の際、新構成員は交代する者と同性とする。》

Ⅱ. — ① 制裁に関して、また報酬の訴訟を知るために、会計監査役高等評議会は人数限定団体において決定を下す。

② 人数限定団体は、事務局の構成員および国庫管理総裁またはその代理人を除き、その長である司法分野の司法官およびその中から団体により選任された他の4名の構成員から構成される。

③ その長に障害があるときは、人数限定団体の年長の構成員により代行される。

④ 人数限定団体の構成員は、個別の場合にかかわる団体の決議に参加しない。

Ⅲ. — 会議体の構成員と会計監査役から同等に構成される委員会は、L. 821-1条（2016年12月9日第2016-1691号第140-Ⅲ-3°条）《I》第2号所定の規準案

を作成するために高等評議会のもとに置かれる。構成員の数および選任方法およびその機関と機能に関する規則は、高等評議会の内部規則により（2016年12月9日法律第2016-1691号第140-Ⅲ-3°条）《定められる》。

（高等評議会の構成員および決定）

L. 821-3 条 （2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第6条，2016年6月17日施行） I. - 指名に先立つ3年以内，高等評議会の構成員は，計算書類の承認の職務を実行し，議決権を保有し，管理または監督機関に属してはならずまたは会計監査役会社の従業員となつてはならない。

II. - 高等評議会の決定は，投票の過半数によりなされる。投票の賛否同数の場合には，高等評議会長の投票が裁決権を有する。人数限定団体内での投票の賛否同数の場合には，その長の投票が裁決権を有する。

（高等評議会の業務）

L. 821-3-1 条 （2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第6条，2016年6月17日施行） ① 高等評議会は，本章第4節所定の手続の開始前に事前の調査手続を行う任務を負う役務を有する。当該役務は，予算総括報告者⁽⁹⁾により指揮され，また当該報告者により権限を付与された調査者から構成される。

② 調査者ならびに調査の職務に参加するすべての個人は，会計監査役または調査の対象になる個人または事業団体とのすべての利益相反を避けるため，適切な要件のもとに選任される。

L. 821-3-2 条 2017年1月20日法律第2017-55号第45-3°条により削除

（職業上の秘密）

L. 821-3-3 条 （2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第7条，2016年6月17日施行） I. - ① 本法典 L. 821-12-5 条および通貨金融法典 L. 631-1 条 I 所定の規定を妨げることなく，高等評議会の（2017年1月20日法律第2017-

(9) rapporteur général

55号第45-4°条により削除)《構成員および》従業員，ならびに資格のいかんを問わずまた偶然であっても高等評議会の活動に参加しているすべての自然人または法人は，その職務によって知ることができた事実・行為および情報について，職業上の秘密を義務づけられる。

② (2017年1月20日法律第2017-55号第45-4°条により削除)《高等評議会の構成員は，確定裁判により判定された職業上の秘密に対する当該構成員による違反の場合には，その職務は終了する。》この秘密は司法機関に対抗することはできない。

II. - 職業上の秘密は，裁判補助職による場合を除き，その職務遂行において高等評議会およびその他の公共機関に対抗することはできない。

(政府委員)

L. 821-4 条 (2003年8月1日法律第2003-706号第100条) 会計監査役高等評議会における政府委員は，司法大臣たる国璽尚書により選任される。政府委員は意見陳述権をもって出席する。(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第8条，2016年6月17日施行)《政府委員は，人数限定団体において決定を下す高等評議会の決議に参加しない。政府委員は，高等評議会が人数限定団体において決定を下さないときは，新たな決議を請求することができる。》

(政府委員)

R. 821-8 条 政府委員の職務は，民事事件および公印の長またはその代理人により行使される。

(費用・手数料)

L. 821-5 条 I. - 2017年1月20日法律第2017-55号第45-5°条により削除。(2007年12月24日法律第2007-1822号第86- I 条) II. - 高等評議会は，IIIおよびIV (2009年12月30日法律第2009-1674号第99- II 条，2011年1月1日施行)《ならびにL. 821-6-1 条》所定の費用および手数料の収入を受領する。
III. - (2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第46条，2016年6月17日施行)《L. 822-1 条 I の》リストに登録された個人は，毎年金額が10ユーロに定められている費用を課される。

IV. - (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第46条, 2016年6月17日施行)《L. 822-1条Iの》リストに登録された個人により署名された計算書類の各証明報告書について, 金額が以下のように定められた一定の手数料が設けられる:

規制市場上での取引が認められた個人または事業団体を対象として導入された職務の範囲内で署名された証明報告書については, 1000ユーロ;

(2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第10-II条)《金融証券が規制市場以外の他国間の取引制度上で公募される》個人または事業団体を対象として導入された職務の範囲内で署名された証明報告書については, 500ユーロ;

他の証明報告書については, 20ユーロ

V. - IIIおよびIV所定の手数料および費用は, L. 821-6条所定かつ毎年3月31日までに高等評議会に留保された拠出金と同一の手続に従って会計監査役全国協会により徴収される。本Vの適用要件は, コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

VI. - 2017年1月20日法律第2017-55号第45-5°条により削除。

VII. - コンセイユ・デタの議を経たデクレは, 高等評議会の經理システムならびにその構成員・会長・(2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第9-1°と2°条, 2016年6月17日施行)《業務執行役員》(2016年12月9日法律第2016-1691号第140-III-4°条)《および予算総括報告者》に対する補償制度を定める。

(請負手当)

R. 821-10条 I. - ① 高等評議会議長は, 破毀院構成員の報酬または当該構成員が主張することができる手数料および年金とともに, 兼任可能な職務の請負手当を受領する。

② 人数限定団体の長は, 司法官の報酬, または元司法官に関するときは主張することができる手数料および年金とともに, 兼任可能な職務の請負手当を受領する。

③ 高等評議会議長以外の高等評議会の構成員およびL. 821-2条I第2号所定の構成員は, 会議体・部局または人数限定団体の各会議について請負手当ならびにこの者らが参加する高等評議会の決議の準備作業について毎年の上限の制限内での請負手当を受領する。L. 821-2条III所定の委員会の審議への参加として補足手当も受領することができる。

④ 上記の手当および毎年の上限金額は, 司法大臣たる国璽尚書のアレテにより

定められる。当該金額は、フランス共和国官報に公示される。

Ⅱ.一 高等評議会長・構成員および職員は、内部規則所定の要件のもとに移動費および滞在費の償還を受ける権利を有する。

(請負手当)

R. 821-13条 業務執行役員は、高等評議会と契約上定められた報酬に加えて、司法大臣たる国璽尚書のアレテにより定められた職務の請負手当を受領する。

(予算)

R. 821-14-3条 (2008年8月29日デクレ第2008-876号第6条) ① 予算および会計の執行は、1月1日に開始し、かつ12月31日に終了する。

② 高等評議会は、執行の開始前に各年度予算を決定する。予算は、予想される収入および高等評議会に付与された職務執行により必要とされる費用の予想を含める。当該予算は、年度途中に変更されることができる。予算に登録された融資は、制限的な性格を有しない。

③ 予算およびその変更に関する高等評議会の決議は、新たな決議を要求するために政府委員が有している期間後正当に執行される。

L. 821-5-1条ないし L. 821-5-3条 2016年6月17日以降、2016年3月17日
オルドナンス第2016-315号第52条により削除

(会計監査役全国協会)

L. 821-6条 ① (2003年8月1日法律第2003-706号第100条) 公権力によって会計監査役の職業を代表する任務を負う法人格を付与された公共団体たる会計監査役全国協会が司法大臣たる国璽尚書のもとに組織される。

② 当該協会は、適切な職業の実行・監査ならびに構成員の名誉および独立性の保護に貢献する。

③ 控訴院の管轄により法人格を付与された会計監査役地方協会が組織される。ただし、司法大臣たる国璽尚書は、国内協会の提案にもとづいてかつ関係のある地方協会に対する司法大臣たる国璽尚書による意見聴取後、再編手続を行うことができる。

④ 国内協会および地方協会の資産は、とくに会計監査役の負担による年次拠出金により形成される。

(会計監査役・会計監査役会社の再編)

R. 821-23条 L. 821-6 条により組織された会計監査役全国協会は、全会計監査役ならびに、本章第 2 節第 1 款に従ってリストに登録された会計監査役会社を再編する。

(分担金)

- L. 821-6-1 条 (2009年12月30日法律第2009-1674号第99- I 条, 2011年1月1日施行) ① 金融証券が規制市場上での取引を認められたまたは公衆の寛大さを求める個人または事業団体・社会保障法典 L. 114-8 条所定の社会保障組織⁽¹⁰⁾・与信公施設・(2013年6月27日オルドナンス第2013-544号第7-18°条, 2014年1月1日施行)《金融会社》⁽¹¹⁾・保険法典所定の企業・社会保障法典第9編第3章所定の生活保障組織⁽¹²⁾・共済法典第2章所定の共済組合または共済組合連合を対象とする会計書類の法定監査の職務の遂行に対して構成員により前年度中に請求された報酬の総額の0.65%以上1%以下の範囲内で、その額がデクレにより定められる会計監査役全国協会の負担による分担金が、設定される。
- ② 当該分担金は、国家の行政公施設の入金について定められた手続に従って清算され、支払命令を出され、また取り立てられる。
- ③ 分担金は、毎年4月30日までに金額の50%の割合が高等評議会に支払われ、残金は同じ一年の9月30日に支払われなければならない。
- ④ 本条の適用要件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

(業務執行役員への報知)

R. 821-14-7-1 条 (2010年10月25日デクレ第2010-1270号第4条, 2011年1月1日施行) ① L. 821-6-1 条の適用について、会計監査役全国協会は(2016年7月26日デクレ第2016-1026号第7-Ⅷ条)《業務執行役員》に以下のことを報知する：

- 1号 毎年10月31日までに、L. 821-6-1 条第1項所定の個人および事業団体を対象とする計算書類法定監査の職務の執行に対して、構成員により当該年度中に請求される報酬の予想金額；
- 2号 毎年3月31日までに、L. 821-6-1 条第1項所定の個人および事業団体を対象とする計算書類法定監査の職務の執行に対して、各構成員により前年度中

(10) organismes de sécurité sociale

(11) sociétés de financement

(12) institutions de prévoyance

に請求された報酬の確定金額。当該全国協会は、業務執行役員の請求にもとづいて、この情報を証明するデータを（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第7-Ⅷ条）《業務執行役員》に伝達する。

- ② 第2号所定の情報にもとづいて、（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第7-Ⅷ条）《業務執行役員》は、分担金を清算し、また会計係員に証拠書類を付置して入金の手順を定める。
- ③ 会計係員は、L. 821-6-1条により設けられた分担金として支払うべき金額の半分に等しい前金の4月30日までの支払いを要請する第1通知書を全国協会に通告する。会計係員は、遅くとも9月30日に当年度として要求しうる分担金の残額の支払いを要請する第2通知書を全国協会に通告する。

L. 821-7条および L. 821-8条 2016年6月17日以降、2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第52条により削除。

第2款 職業監査

（2016年6月17日以降2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第5-2条）

（職業活動の監査）

- L. 821-9条 （2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第10条、2016年6月17日施行）
- ① 職業上の活動である監査が公益事業団体を対象として職務を遂行する会計監査役に関するときは、当該監査は、2014年4月16日第537/2014号（UE）規則第26条の規定に合致した要件のもとに、会計監査役高等評議会監査人により行われる。
 - ② 職業上の活動である監査が公益事業団体を対象として職務を遂行しないときは、当該監査は、高等評議会監査人により行われることができる。当該監査は、司法大臣たる国璽尚書のアレテにより認められた協約を適用して、高等評議会により会計監査役全国協会に委任されることもできる。当該協約は監査の範囲・方向および手続を決定する。
 - ③ 本条所定の監査は、金融市場庁または健全性監督破綻処理機構の協力を得て行われることができる。

（選任）

L. 821-10条 （2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第10条、2016年
法と政治 69巻3号（2018年11月）197(637)

6月17日施行) 検査役および監査任務に参加する者すべて、監査の対象となる会計監査役とのすべての利益相反を避ける方法で選任される。

L. 821-11条 2016年6月17日以降、2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第52条により削除

(高等評議会職員)

L. 821-12条 (2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第11条、2016年6月17日施行) ① 監査の実行のために、高等評議会の職員は以下の権限を付与される：

1号 いかなる形式であっても計算書類の証明任務に関するすべての文書もしくはすべての情報、または計算書類を証明する個人もしくは事業団体に対して会計監査役により提供された他のすべての提出物を、会計監査役から取得する。職員は、その写しを請求することができる；

2号 会計監査役が計算書類の証明任務または計算書類を証明する個人もしくは事業団体に対して会計監査役により提供された他のすべての提出物に関連した情報を、他のあらゆる者から取得する；

3号 現地で監査手続を行うこと；

4号 とくに証明手続を行うために、専門家に依頼すること。

② 会計監査役は、監査に際して自己に請求されるすべての資料および文書を提供する義務を負い、職業上の秘密を対抗する権利を有しない。

(報知義務)

L. 821-12-1条 (2009年1月30日オルドナンス第2009-104号第10条；2009年5月12日法律第2009-526号第140-II条) (2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第12-2°条、2016年6月17日施行) 《L. 821-9条》所定の監査(2016年6月17日以降2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第12-1°条により削除) 《および監督》を実行する者が資金洗浄またはテロリズムの資金調達に関連すると思われる事実を確認したときは、その者は通貨金融法典 L. 561-23条所定の役務を報知する。

(欧州連合構成国当局への情報・文書の伝達)

L. 821-12-2 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第13条, 2016年6月17日施行) I. - L. 821-1 条 (2016年12月9日法律第2016-1691号第140-III-5°条)《I》第2項第9号所定の目的のために, 高等評議会は, 自らが保有または収集した情報または文書を, 自らの権限に類似する権限を行使する欧州連合の構成国の当局の請求に基づき, 当該当局に伝達する。

II. - ① 高等評議会は, I 所定の当局からの援助の請求に応じるために, 自らが決定する監査行為を L. 821-9 条所定の検査役により行わせることができる。

② 上記当局の1つが請求するときは, 高等評議会は監査行為に立ち会うことを当局の職員に認める。

(欧州連合非加盟国当局への情報・文書の伝達)

L. 821-12-3 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第13条, 2016年6月17日施行) ① L. 821-1 条 (2016年12月9日法律第2016-1691号第140-III-5°条)《I》第2項第9号所定の目的のために, 高等評議会は, 互惠待遇性の留保のもとに, また関係当局がフランスにおけるのと同じの保証をもって職業上の秘密に服するという目的のもとに, 自らの権限に類似する権限を行使する欧州連合の非加盟国の当局に, 情報と文書を伝達することができる。

② 同様の留保および条件のもとに, 第1項所定の当局の援助の請求に応じるために, 高等評議会が決定する監査行為を, L. 821-9 条所定の検査役により行わせることができる。

③ 高等評議会は, 例外的名目で, L. 821-9 条所定の監査に対して援助することを, 欧州連合の非加盟国の当局の職員に, 認めることができる。高等評議会の指揮のもとに行われる当該監査に際しては, 当該当局の職員は, 情報または文書の伝達を, 会計監査役に直接申し出ることにはできない。

(適用除外)

L. 821-12-4 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第13条, 2016年6月17日施行) 前2条所定の目的のために, 高等評議会は, 外国の自然人ま

たは法人への経済・商業・産業・金融または技術分野の文書および資料の伝達に関する1968年7月26日法律第68-678号の規定の適用を免除される。

（金融市場庁等への情報伝達）

L. 821-12-5 条 （2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第13条，2016年6月17日施行） ① 秘密情報が2014年4月16日 [第537/2014号] (UE) 規則の名目下でのその任務の遂行に使用されるときは，高等評議会は，金融市場庁・健全性監督破綻処理機構・競争局・フランス銀行・欧州中央銀行制度・欧州中央銀行およびシステムリスクに関する欧州委員会に対して当該秘密情報を伝達することができる。

② 高等評議会は，その職務の遂行に必要なあらゆる情報を自己に伝達することを上記の当局に請求することができる。

③ 伝達された情報は，当該情報を伝達した当局および受領者である当局に適用することができる要件のもとで，職務上の秘密によって保護される。

④ これらの資料は，職務を遂行するためにのみ受領者となる当局により利用されることができる。受領者である当局がその職務の範囲内で，第三者から取得した資料を伝達するときは，当該当局は，商法典 L. 463-4 条を適用されずに，事業取引の秘密の保護に対する企業の適法な利益を考慮する。

（監査規準）

L. 821-13条 （2016年3月17日オルドナンス第2016-315号，2016年6月17日施行） I. - ① 会計監査役は，年次計算書類および連結計算書類の法定監査に関するかつ理事会78/660/CEE および83/349/CEE 指令を改正した理事会84/253/CEE 指令を廃止する2006年5月17日2006/43/CE 指令第26条所定の要件のもとに欧州委員会により採用された国際的な監査規準，ならびに必要な場合には，本条第3項所定の要件に従って採用された規準を補完することになるフランスの規準に従って，その職務を行う。

② 欧州委員会により採用された国際的な監査規準がないときは，会計監査役は，会計監査役高等評議会により採用され，また司法大臣たる国璽尚書のアレテにより認可された規準に従う。

II. - ① 国際的な監査規準が I 第 1 項所定の要件のもとに欧州委員会により採用されているときは、高等評議会は、計算書類の法定監査の適用範囲に関する国内の法律上の義務に実効性を付与するため、または計算文書の信用性と質を強化するために必要である場合には、L. 821-14条所定の要件のもとに追加の手續または要求を課することができる。

② 当該追加の手續および要求は、その効力発生の 3 ヶ月以上前までに欧州委員会に伝達される。当該手續および要求は、補完する国際的な規準の採用日にすでに有効になっているときは、欧州委員会は、その採用の日付から 3 ヶ月以内に、その旨を報知される。

III. - 欧州議会および理事会の 2006/43/CE 指令を改正しかつ理事会の 78/660/CEE および 83/349/CEE 指令を廃止する年次財務表・連結財務表および一部の企業形態のこれらの表に付属する報告書に関する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会および理事会 2013/34/UE 指令第 3 条第 2 項の意味における小企業の計算書類を証明するため、会計監査役は、高等評議会により定められた要件のもとに、個人または事業団体の規模および活動の複雑さに応じる方法で、前記規準を適用する。

(L. 821-1 条第 2 項第 2 号所定の規準)

L. 821-14 条 (2016 年 3 月 17 日 オルドナンス 第 2016-315 号 第 15 条, 2016 年 6 月 17 日 施行) ① 高等評議会は、自らのイニシアティブによりまたは司法大臣たる国璽尚書・金融市場庁・健全性監督破綻処理機構もしくは会計監査役全国協会の請求にもとづき、L. 821-1 条第 2 号所定の規準を採用する。

② 規準の草案は、L. 821-2 条 III 所定の会議により作成される。

③ 当該規準は、会計監査役全国協会に対する通知後、高等評議会により採用される。当該基準は司法大臣たる国璽尚書のアレテにより認可される。

(本節の適用要件)

L. 821-15 条 (2016 年 3 月 17 日 オルドナンス 第 2016-315 号 第 15 条, 2016 年 6 月 17 日 施行) 本節の適用要件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

（高等評議会の決定事項）

R. 821-1 条 高等評議会は、以下のことについて決定する：

- 1号 年間予算および年度経過中におけるその変更；
- 2号 財務計算計算書類および成果の分配
- 3号 司法大臣たる国璽尚書および予算の任務大臣に伝達される会計および財務上の規則；
- 4号 従業員の募集・雇用および給与ならびに高等評議会の構成員および職員
の移動および滞在費の償還の要件および方法に関する一般的要件；
- 5号 契約および取引の締結の一般的要件；
- 6号 処分可能な資金の使用および予備費の運用に関する一般的要件
- 7号 不動産の資産の取得・交換および譲渡；
- 8号 借入
- 9号 会長の提案にもとづく、高等評議会が定めている金額を超える取引；
- 10号 贈与および無償譲与
- 11号 （2017年6月1日以降，2017年4月12日デクレ第2017-540号第28-1°条
により削除）《司法省国璽尚書の命令により認可され，またフランス共和国
官報に公示される》内部規則。